

平成21年第5回（6月）出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 6月19日（金曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため議場に出席した者の職氏名	2
開会及び開議	3
会期日程の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議会報告第4号 定期監査結果の報告について	3
議会報告第5号 例月出納検査結果の報告について	3
議会報告第6号 請願の常任委員会付託報告について	4
議会報告第7号 諸般の報告について	4
議案第48号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	4
議案第49号 土地の処分の一部変更について	6
議案第50号 平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について	7
議案第51号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	7
議案第52号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について	7
予算審査特別委員の選任	13
予算審査特別委員会の正副委員長の互選	14
散 会	14

第2日 6月23日（火曜日）

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15

出席議員	1 6
欠席議員	1 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 6
職務のため議場に出席した者の職氏名	1 6
開 議	1 7
一般質問	1 7
宮 下 孝 幸 議員	1 7
田 中 元 議員	2 1
中 野 勝 正 議員	2 7
田 中 政 孝 議員	3 2
散 会	3 7

第 3 日 6 月 2 6 日 (金曜日)

議事日程	3 9
本日の会議に付した事件	3 9
出席議員	4 0
欠席議員	4 0
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 0
職務のため議場に出席した者の職氏名	4 0
開 議	4 1
議事日程の報告	4 1
請願第 3 号 3 0 人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願書について	4 1
議案第 4 8 号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	4 2
議案第 4 9 号 土地の処分の一部変更について	4 2
議案第 5 0 号 平成 2 1 年度出雲崎町一般会計補正予算 (第 2 号) について	4 3
議案第 5 1 号 平成 2 1 年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について	4 3
議案第 5 2 号 平成 2 1 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号) について	4 3
発議第 5 号 3 0 人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国負担率 2 分の 1 復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書について	4 4
議員派遣の件	4 5

委員会の閉会中継続調査の件	4 6
閉 会	4 6
署 名	4 7

平成21年第5回（6月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 8日間）

期 日	曜 日	会 議 内 容
6月19日	金	本会議第1日目（招集日）
20日	土	休 会
21日	日	休 会
22日	月	予算審査特別委員会
23日	火	本会議第2日目（一般質問）
24日	水	社会産業常任委員会 総務文教常任委員会
25日	木	休 会（議案調査）
26日	金	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

(6 月 19 日)

平成21年第5回（6月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成21年6月19日（金曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第4号 定期監査結果の報告について
- 第 4 議会報告第5号 例月出納検査結果の報告について
- 第 5 議会報告第6号 請願の常任委員会付託報告について
- 第 6 議会報告第7号 諸般の報告について
- 第 7 議案第48号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第49号 土地の処分の一部変更について
- 第 9 議案第50号 平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第51号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第52号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	宮下孝幸	6番	山崎信義
7番	三輪正	8番	田中元
9番	中野勝正	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	佐藤信男
書記	小野塚千春

◎開会及び開議の宣告

- 議長（中川正弘） ただいまから平成21年第5回出雲崎町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

- 議長（中川正弘） 議会運営委員長から、6月15日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配りました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。
-

◎議事日程の報告

- 議長（中川正弘） 本日の日程は議事日程第1号のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（中川正弘） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番、田中政孝議員及び4番、諸橋和史議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（中川正弘） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月26日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月26日までの8日間に決定いたしました。

◎議会報告第4号 定期監査結果の報告について

- 議長（中川正弘） 日程第3、議会報告第4号 定期監査結果の報告について。

監査委員からお手元に配りましたとおり定期監査結果について報告がありました。

◎議会報告第5号 例月出納検査結果の報告について

- 議長（中川正弘） 日程第4、議会報告第5号 例月出納検査結果の報告について。

監査委員からお手元に配りましたとおり例月出納検査結果について報告がありました。

◎議会報告第6号 請願の常任委員会付託報告について

○議長（中川正弘） 日程第5、議会報告第6号 請願の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した請願については、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配りました請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

◎議会報告第7号 諸般の報告について

○議長（中川正弘） 日程第6、議会報告第7号 諸般の報告を行います。

初めに、去る6月10日に開催された新潟県町村議会議長会臨時総会及び自治懇談会について、中野勝正副議長からお手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

次に、長岡地域広域行政組合議会について報告します。去る3月30日に長岡地域広域行政組合議会3月定例会が開催され、田中元議員とともに出席してまいりました。お手元に配りました報告書のとおり、平成21年度一般会計予算など議案2件が可決され、公平委員会委員の選任について同意されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第48号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第7、議案第48号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第48号につきましてご説明申し上げます。

このたびの改正は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税につきまして、被保険者数及びその所得総額等の資料をもとに試算を行い、課税あん分率、軽減額の改正を行うものであります。これによりまして賦課総額及び1人当たりの平均賦課額につきましては、課税区分ごとに若干の上がり下がりがありますが、ほぼ前年度程度の負担割合となっております。

また、改正内容につきましては、去る6月5日の国民健康保険運営協議会で審議され、委員全員のご承認をいただいております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、補足説明をさせていただきます。

国民健康保険税は、毎年度その年の運営予算に基づいて必要額を賦課総額、調定額として定めま
す。7月に本算定を行い、加入者の負担割合を決めますが、そのための課税あん分率の改正です。

資料1 ページの一部改正の概要をご覧くださいと思います。表の上の段にあります基礎課税
分のあん分率の改正ですが、応能割として所得割が50%、応益割として均等割、平等割が50%にな
るようにバランスのとれた賦課割合とし、そこから条例第11条の7割、5割、2割減額等を勘案し、
各あん分率を算定しておりますが、各課税分について本年度の改正で2割減額についても一律減額
対象になっております。基礎課税分は、前年度と比較して所得割は「100分の4.70」が「100分の4.53」
になります。均等割は、「1万6,200円」が「1万7,500円」に、平等割は「1万1,600円」が「1万
2,800円」になります。これをもとに均等割、平等割の7割、5割、2割減額は表のとおりとなりま
すが、減額世帯の割合は49.7%、被保険者数の割合でも44.6%になります。金額Aから7割、5割、
2割減額及び限度超過額の合計金額Bを差し引いた一番下の金額、これが賦課総額調定額で、前年
度より少し高くなっていますので、1人当たりの負担も若干ですが、上がることとなります。

次に、後期高齢者支援金課税分についても基礎課税分と同様に各あん分率を算定しますと、所得
割は「100分の2.48」が「100分の1.96」に、均等割は「7,400円」が「7,000円」に、平等割は「5,900円」
が「5,400円」になります。これをもとに7割、5割、2割の均等割、平等割の軽減額を算出し、差
し引きしますと一番下の賦課総額調定額は前年度より低く、1人当たりの負担も若干ですが、下が
ります。

また、平成20年度の後期高齢者医療制度の創設により、基礎課税分と後期高齢者支援金課税分は
国保加入の75歳の方が後期高齢者に移行しても同じ世帯に属する国保の被保険者の保険税が急に上
がらないように軽減する措置がとられております。これを特定世帯といいます。表中の平等割のあ
ん分率は、特定世帯以外の世帯で表記しておりますが、特定世帯の減額率はこの半額になります。

次のページは、介護納付金課税分についてです。対象は、国保加入第の第2号被保険者、40歳か
ら64歳です。あん分率は、所得割が「100分の1.99」が「100分の1.73」に、均等割は「1万2,600円」
が「1万1,400円」になります。これをもとに均等割の7割、5割、2割減額は表のとおりですが、
被保険者数の減額割合は40.1%になり、限度額は本年度から9万円が10万円に改正されております。
介護分についても賦課総額、調定額とも1人当たりの負担額は前年度より若干ですが、低くなりま
す。総じて賦課割合のバランス、所得等、いろんな要素により各課税区分ごとに若干の上がり下が
りはありますが、ほぼ前年度程度の負担割合となっております。

次の3ページの表は、低所得に対する減額割合を示しておりますので、ご覧ください。

それでは、6ページの改正する条例の新旧対照表をご覧くださいと思います。

第4条は、基礎課税額の所得割のあん分率の改正です。

第6条は、基礎課税額の均等割のあん分率の改正です。第6条の2は、基礎課税額の世帯平等割
のあん分率の改正です。7ページの第6条の3は、後期高齢者支援金等課税額の所得割のあん分率

の改正です。第6条の4は、後期高齢者支援金等課税額の均等割のあん分率の改正です。第6条の5は、後期高齢者支援金等課税額の世帯平等割のあん分率の改正です。第6条の6は、介護納付金課税の所得割のあん分率の改正です。8ページの第6条の7は、介護納付金課税の均等割のあん分率の改正です。

第11条は、減額割合ですが、第1号は7割、それから9から10ページの第2号は5割、第3号は2割減額の均等割、平等割の改正であります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第48号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第49号 土地の処分の一部変更について

○議長（中川正弘） 日程第8、議案第49号 土地の処分の一部変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第49号につきましてご説明申し上げます。

出雲崎でまり団地の宅地分譲につきましては、平成18年6月22日に条例に基づく土地の処分議決を受け、分譲を進めてまいりました。このたび議決にかかわる部分の事業が完了したことに伴いまして、当時計画した全体売却価格が中越沖地震による被災者割引販売によりまして異なっておりますので、事業完了に合わせて売却価格の変更議決をお願いするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明させていただきます。

資料の4ページをご覧ください。分譲いたしました区画の数、それから面積につきましては、変更がございません。分譲の価格でございますけれども、備考欄に割引と記載されている区画が9つございます。当初販売予定価格の3割引で被災者世帯に分譲いたしております。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第49号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第50号 平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について

議案第51号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

議案第52号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中川正弘） 日程第9、議案第50号 平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について、日程第10、議案第51号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第11、議案第52号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、以上議案3件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第50号から議案第52号までの各会計の補正予算につきまして、一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第50号の一般会計補正予算から説明申し上げます。

それでは、歳出のうち主な補正内容といたしましては、各款に共通するもので4月の人事異動に伴う人件費の組みかえ、また共済費などの負担率の変更によるものを計上いたしました。

2款総務費、5目財産管理費では、庁舎正面の大きな松2本の伐採料と石井町交差点脇の宅地の購入、その建物の解体、また用地測量関係費を計上いたしました。7目企画費におきましては、現在出雲崎駅正面の旧書店の建物の正面を借りて懸垂幕を設置しておりますが、このたび所有者の了解を得て、全部の面を利用いたしまして町のイベントのPR用などに利用したいというもので、関係費を計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費、7目保健福祉センター管理費では、浴室地下配管の修繕、デイサービスセンターのエアコン室外機の修繕費を計上いたしました。

6款農林水産業費、6目改善センター管理費では、西越農環センター、ホールのアンプの交換費を計上しました。また、今回AEDを両方の改善センター、海岸公民館、妻入り会館も同時に計上しております。

2項林業費では、大釜谷奥の梅団地を含めた治山事業の体験研修を小学生対象に実施するもので、その関係費を計上しました。また、本年採択となりました林道船橋鉾ノ入線にかかわる測量関係費、市野坪地内の小規模治山工事、林道柿木滝谷線、三島林道1号線の県単舗装工事費を計上いたしました。

7款商工費、2目商工業振興費では、ご案内のとおりプレミアム地域振興券発行補助金を妊産婦や乳幼児2歳までいる家庭のいたわり世帯に追加、拡大して計上いたしました。4目天領の里管理費につきましては、一帯の空洞探査業務委託費を計上いたしました。

8款土木費、5項住宅費では、役場下の町営住宅、これは東北電力から購入したものでありますが、建築年は昭和56年以前の建物でありますので、町で耐震診断を行うものであります。

9款消防費におきましては、大門地内の防火水槽の泥上げの清掃料を計上いたしました。

10款教育費、1項教育振興費におきましては、小中学校を中心に本町の英語力の向上のために専任の外国語指導員を採用するものであります。また、統合から10周年を迎えます出雲崎小学校の記念事業への補助金を計上いたしました。小中学校費におきましては、今回の国補正予算により学校教員のパソコン配備の補助制度ができましたので、今回当初予算でリースを予定しておりましたが、これを取りやめ、補助制度を利用して購入するものであります。

4項社会教育費では、故障しておりました海岸公民館2階会議室の冷暖房設備の取りかえを当初予定しておりましたが、調査によりまして調理室、1階研修室、図書室も室外機が故障していることがわかりましたので、この際全体を改修するものであります。

歳入では、これらの歳出補正予算額に要する財源として、分担金、国、県支出金、繰入金、繰越金、町債を追加計上いたしました。これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額8,154万5,000円を追加し、予算総額を32億3,526万3,000円とするものであります。

次に、議案第51号につきましてご説明申し上げます。このたびの補正予算は、国の補正予算に対応するもので、久田浄化センターと主要な管路施設の耐震対策を実施するものでございます。

歳出では、設計などの委託料と耐震化工事費、事務費関係を計上し、また歳入におきましては、これに要する財源といたしまして、国庫補助金、町債を計上いたしました。これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額4,800万円を追加し、予算総額を3億1,280万円とするものであります。

終わりに、議案第52号につきましてご説明申し上げます。このたびの補正予算は、農協跡地の購入につきまして、当初の見込みより面積が70㎡ほど増えましたことによる用地買収費の追加でございます。これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額42万円を追加し、予算総額を2,242万円とするものであります。

以上、一般会計並びに2つの特別会計の補正予算につきましてその概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 次に、補足説明がありましたら、順次これを許します。

最初に、議案第50号について。総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、一般会計から補足説明をお願いいたします。

まず、157ページ、事項別明細書の歳出からお願いをいたします。町長の説明のとおり4月の人事異動に伴いまして、各款の配置がえ、昇給によるもの、あと共済費の率の変更、また会計間の移

動による人件費の関係を各款に計上しておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、飛びまして158ページをお願いいたします。5目財産管理費の施設修繕料についてでございますが、これ羽黒町地内の背後地の側溝の修繕というふうなことで、側溝がしゃくんでいるというふうなことで、その部分的な補修というふうなことで計上をさせていただきました。

役務費の役場敷地内の立ち木伐採料、これ正面のほうの松くい虫が入りました大きな松2本というふうなことでございます。

委託料から公有財産購入費までは、今ほどの町長の説明のとおり、海岸の石井町、旧寺村さん宅の土地の購入、解体というふうな部分と測量関係でございます。

それと、企画費の施設修繕料につきましては、これ小木ノ城駅の入り口にあります小木ノ城駅竣工記念碑、実は中越沖地震で若干線路側に傾いておるのですが、昭和34年2月に建立されたものでありまして、当時の町で建立手続したような形になっておりますので、今回傾きを直すというふうなことで計上をいたしました。

それと、駅前広告案内用看板設置費というふうなことで、旧書店の部分で今ちょっと地震関係で懸垂幕横にずっと借りておりましたが、このたび駅の真正面というふうなこともありまして、全面を一応所有者からご理解得まして、お借りできるというふうなことで、一応5年の期間を想定しておりますが、その部分をお借りしながら、懸垂幕等滑車をつけまして上げ下げできるような形と、通年を通しての看板の部分も一部分用意した中で催し物等入れかえができるような形でちょっと考えているというふうなことでございます。

次に、飛びまして人件費関係でございますので、あと161ページでございます。保健福祉センター関係の施設修繕料につきましては、浴室のお湯の配管、デイサービスセンターの室外機等の修繕というふうなことで、町長の説明のとおりでございます。

続きまして、162ページをお願いいたします。保健衛生総務費関係でございますが、県単医療給付管理システムの改修委託料、これにつきましては県単医療費のほうで9月1日から通院のほうで拡大されるというふうなことになりましたので、それに合わせて当町のほうのシステムを改修するというふうな部分でございます。

それと、扶助費のほうで妊婦健康診査助成というふうなことで、県外で里帰りをされている方で健診を受けられる方もあるというふうなことで、実際そういうふうな場合は1度払っていただいて、償還払いというふうなケースになりますので、その部分の方が出てきたというふうなことで今回計上してございます。

次に、165ページをお願いいたします。林業振興費でございます。林道関係の本年採択になりました林道船橋鉾ノ入線の開設関係でございますが、本年度の国からの配分は委託関係というふうなことでございまして、全体計画、あと実施測量設計というふうな部分での配分というふうなことでございます。あと用地測量関係でございます。財源的には、国、県の補助、その補助残につつま

して過疎債を充当というふうなことでございます。

続いて、15節の小規模補助治山工事、これ市野坪の地内で1カ所でございます。

それと、県単林道関係は町長の説明のとおり2カ所というふうなことで、いずれも県の補助というふうなことでございます。

続きまして、166ページでございます。商工業振興費、6月8日の全協でご説明をさせていただいた中で、その内容からまた追加の対象者、いたわり世帯の部分でございますが、追加をさせていただくというふうなことで、妊産婦さんがいらっしゃる世帯、さらに2歳までの子供がいらっしゃる世帯というふうな部分をいたわり世帯に追加させていただくというふうなことで、拡大してのものを補助金として今回盛り込んでおります。

それと、4目天領の里管理費につきましては、これも以前ご説明いたしました、駐車場の沈下というふうなことがございましたので、全体全域を空洞探査をするというふうなことでございます。金額的に450万円というのは大きな金額であります、これは天領の里運営基金のほうから充当いたしまして、今回予算計上をさせてもらっております。

167ページの道路維持費の関係の消耗品、これにつきましては緊急雇用で今2名の方を採用しておりますが、のこぎり、かま、また高枝切りのそういう消耗品を今回追加で購入させていただきたいというふうなものでございます。これは、歳入全額緊急雇用の交付金の対象になっているというふうなことでございます。

続いて、168ページでございます。住宅管理費、火災保険料の追加でございます。これ当初で当然火災保険料見ておりましたが、制度が変わりまして、今まで火災に遭いますと3分の2までしか再建のための保険給付がなかったのでございますが、今年から新しい制度で100%まで火災があった場合保険給付ができるというふうな制度ができました。その分ちょっと追加の掛金が必要になるというふうなことでございますが、100%までの給付の対象にというふうなことで今回追加をさせていただきました。

委託料の町営住宅耐震診断委託料につきましては、町長の説明のとおりでございます、東北電力から買い受けた役場下の2棟分の耐震診断でございます。

それと、消防費のほうで、消防施設費の防火水槽清掃料、これ大門の正応寺さんの前の12立方の防火水槽であります、自然水位となっております、泥が大分沈澱しておりますので、今回ちょっと重機を使いまして、1度泥の部分を全部きれいにするというふうなものでございます。

それと、防災対策費の電話料の追加でございます。年度途中でございますが、これからまた梅雨の時期というふうな部分もございます。防災対策を万全にというふうなことで、各課に携帯電話を1台ずつ配備というふうなことで、現場へ出ていったとき通話でいろいろ指示ができるようにと。今まで職員のものを使っておりましたが、防災関係含めて、いろんなイベント、行事等にもまた利用できるのかなというので、今回8台分の使用料というふうなことで計上をさせていただきました。

それと、169ページ、教育費でございます。外国語指導員関係でございます。今ほど町長の説明のとおりでございますが、現在は保育園、小中学校を対象に2人の外国人の方で外国語指導員配置しております。時間数がまだ少ない状況でございますが、さらに1人を9月から専任で外国語指導員といたしまして、週5日になりますが、配置したいというふうなことで、全体英語力の学力の向上、また町内含めまして、今後の普及のために採用したいというものでございます。今回は、日本人でありまして、ただ幼児の英語教育に携わってこられた現役の方というふうなことで今回予定しておるといふようなところでございます。

それと、教育振興費の需用費、使用料関係、食糧費、バス借り上げ料でございます。これ県のほうから要請ございまして、7月7日、県民球場でございますが、ハードオフエコスタジアムでオープンングゲームというふうなことで、広島阪神戦に当町の小学生、中学生の一部をご招待というふうなことで、約100人が招待を受けております。時間帯も時間帯になりますので、バス代と、あと夕食を町のほうで用意というふうなことで今回計上をさせていただきました。

10周年記念事業関係につきましては、計上のとおりでございますが、今後10月8日に記念式典、また記念文化祭の予定もあるようでございます。それに合わせた補助というふうなものでございます。

続きまして、小学校費、パソコンの借り上げ減、教員用のパソコンの購入は、町長の説明のとおりでございます。

それと、171ページ、社会教育費の19節町婦人会研修事業補助金、追加でございます。当初で運営費的な部分で補助金は計上してございますが、このたび佐渡市のほうで県の婦人連盟研究大会が開催されるというふうなことで、それに合わせた部分での研修に対する助成というふうなことで今回追加計上させていただきました。

172ページの工事請負費、海岸公民館冷暖房設備取りかえ工事の部分でございます。当初で説明のとおり、2階の会議室、奥の和室が冷房がきかないというふうなことで当初計上をいたしました。最終的に実際入って、ことしになりまして調査、全体をした中で、結論から申し上げまして、事務室以外は冷房が使えないというふうな状況にあるというふうなことでありますので、今回まだ工事発注しておりませんので、合わせて追加補正した中で工事発注をしたいというふうなことで追加計上をさせていただきました。

それと、保健体育費の体育施設費でございます。屋内ゲートボール場のコート補修工事でございます。これも2面屋内ゲートボール場でございますが、当初予算で1面を、表土が劣化して砂ぼこりが立つというふうな状況になっておりますので、1面を補修というふうなことで予定をしておりましたが、現在のところ2面ともやはり表土が劣化して砂ぼこりが立つような状況になっておりますので、これも合わせて両方の面を補修というふうなことで今回追加計上をさせていただきました。

歳出は以上でございまして、154ページに戻っていただきたいと思います。歳入についてでござ

います。分担金関係は、先ほどの歳出の小規模補助治山の部分の受益者からの分担金というふうなことで10%分でございます。県が60%補助、受益者が10%というふうな、あと残り町というふうな財源更正になっております。

国庫支出金、国庫補助金関係、これ小中学校費補助金でございますが、小中学校の教員用のパソコンの購入費の国庫補助というふうなことで、それぞれ50%、残りを今回の国の補正予算で出てまいりました地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当するというふうなことで、全額対象になるというふうなものでございます。

それと、地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、今ほどのパソコンの部分とプレミアム地域振興券の部分でこれ全額充当しているというふうなもので今回計上してございます。全体の配分につきましては、1億7,000万円弱というふうな臨時交付金でございますが、今回その一部について計上をさせていただきました。

次のページ、155ページ、県の支出金につきましては、今ほどの林業費の関係のものでございます。

繰入金は、天領の里運営費、先ほどの空洞探査の関係での繰り入れでございます。

156ページにつきましては、今回財源調整といたしまして20年度からの繰越金を計上いたしました。出納閉鎖終わっておりますので、本年度の20年度の繰越金につきましては全体で1億5,140万6,000円というふうなことで、例年よりちょっと多い状況になっております。その中で今回繰越金を追加いたしまして計上いたしました。

町債につきましては、林道開設事業債というふうなことで、これ新規に採択の林道の国県補助を除いた部分に過疎債を充当というふうなことで計上してございます。

続いて、151ページにつきましては、第2表、地方債の補正でございます。これは、林道開設の事業で、今ほど申し上げました過疎債のに充てる部分でございます。林道船橋鉾ノ入線の新規事業というふうなことでございます。

次に、173ページをお願いいたします。173ページの特別職給与費明細書についてからでございますが、これ共済費の率の変更による影響分でございます。

また、次のページからの一般職につきましては、各款に計上いたしましたとおり、人件費の動きを整理したものでございます。

それと、最後178ページ、これにつきましては今ほどの町債の追加を整理した全体の調書というふうなことになっております。

以上が一般会計でございますが、補正額は8,154万5,000円の追加というふうなことでよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中川正弘） 次に、議案第51号及び議案第52号について。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、議案第51号につきまして補足説明させていただきます。

下水道施設の耐震化対応につきましては、平成19年、20年と国の補助事業で下水道施設全体の耐震化計画と中でも優先して対策を実施する部分の整備計画を作成してまいりました。このたびの国の経済対策を活用いたしまして、この耐震化工事を実施するものでございます。

歳出166ページをご覧ください。1款の人件費の減額につきましては、補助対象事業の事務費に充てるため、2款に移すものでございます。

2款の15節、工事の内容でございますけれども、管路施設関係では主要なマンホールポンプ施設の浮上防止対策を予定しております。処理場につきましては、汚水が一番最初に到着いたします受水槽部分の補強を予定しております。

歳入につきましては、先ほど町長がご説明申し上げたとおりでございます。

戻りまして、163ページの第2表、地方債でございますが、限度額2,400万円で下水道債を新たに起こすものでございます。

続きまして、議案第52号でございます。用地買収関係でございますけれども、当初の段階で2,300平方メートルの購入を予定しておりました。実際に確定測量等の結果、約70平方メートルを追加した2,369.38平方メートルの購入をさせていただきたいということで、不足する部分のお金42万円を追加させていただきました。

以上でございます。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第50号から議案第52号まで議案3件につきましては、委員会条例第5条の規定により、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号から議案第52号まで議案3件につきましては、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。
この際、しばらく休憩します。

（午前10時08分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時09分）

◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（中川正弘） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

予算審査特別委員長に小林泰三議員、副委員長に田中元議員が互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（中川正弘） 議案第50号から議案第52号まで議案3件は、予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は予算委員会において行いますので、ご了承ください。

◎散会の宣告

○議長（中川正弘） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前10時10分）

第 2 号

(6 月 23 日)

平成21年第5回（6月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成21年6月23日（火曜日）午前9時30分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三君	2番	仙海直樹君
3番	田中政孝君	4番	諸橋和史君
5番	宮下孝幸君	6番	山崎信義君
7番	三輪正君	8番	田中元君
9番	中野勝正君	10番	中川正弘君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸君
副町長	小林忠敏君
教育長	佐藤亨君
会計管理者	関川政敏君
総務課長	山田正志君
町民課長	徳永孝一君
保健福祉課長	河野照郎君
産業観光課長	加藤和一君
建設課長	玉沖馨君
教育課長	田中秀和君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	佐藤信男
書記	小野塚千春

◎開議の宣告

○議長（中川正弘） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎一般質問

○議長（中川正弘） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 宮 下 孝 幸 議員

○議長（中川正弘） 最初に、5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） それでは、一般選挙の後初めての一般質問ということで、トップバッターとして私のほうから福祉タクシー利用券についてお伺いを申し上げます。

現在当町では、福祉サービスの一環といたしまして、身体障害者手帳の1級から4級、あるいはまた精神保健福祉手帳の1級から3級、さらにまた療育手帳のAかBを所持する者、もしくは75歳以上の高齢者で交通の手段を有しない方々に対し、福祉タクシー利用券の交付をいたし、サービスの提供をいたしているところであります。助成額は、利用券1枚当たり500円のを年間30枚までを支給の基本といたし、高齢弱者の皆様から一定の評価をいただいているものと私もまた確信をいたすところであります。

前記交付基準に適合する方々にあつては、それぞれのお立場を証明する各種手帳などの提示により明確に証明ができるわけでありまして、さらにまた75歳以上の高齢者の方々、つまり後期高齢者医療の対象となられる方々にあつて交通の手段を有しない方々という、つまり平たく申し上げますと、一般的に車両の運転免許証を有しない方々ということでありまして、この方々に対しての交付基準の適合を判断するのもそう困難なことではないものと思われまして。

人は、確かに高齢となっても達者なうちはできるだけ人様の世話になりたくないと思うのは世の常でありますし、上段においてそれぞれの方々も健康に留意をされ、日々の生活を送っておられるものと確信をいたすところではあります。しかし一方、この75歳以上の高齢者の方々の中で免許を所有されている方、つまり免許証を持っている方ということでありまして、問題は冬期間、冬場の運転でありまして、本年6月1日からスタートをいたしました改正道路交通法によりまして、全国的に高齢者の痛ましい交通事故の多発傾向から、免許更新時にはその判断力や記憶、知力などを検査するいわゆる認知機能検査を行うことが義務化となったわけでありまして。

このような社会的な流れの観点から眺めましても、通常車の運転に何ら支障のないと思われる高齢者の方々であっても、冬期間の運転は極めて危険度が増し、事故等につながる危険性も増大をす

ることが当たり前のように想像できるわけであります。特に免許所有者と一律にくくったとしても、例えば2輪車、つまりバイクの免許しか所持をされていない方、あるいは近年ペーパードライバーであり、車の運転をしたことはないとか、さらにまた免許証は持っているが、車両自体を所有していないとか、そしてまた通年を通して運転はするが、冬期間の運転だけは極力控えているとか、考えればこのようなさまざまな事情を抱えて生活を送っておられる方々が潜在的に現存されておられるのではないかと考えられるわけであります。福祉の進んだ当町でありますから、これらの方々にあっても恐らく自己申請により季節的な配慮がなされ、期間限定交付というような形での救済的利用の仕方も可能なのではないかと考えられるわけでありますが、一般的にこれらの多くの方々にあっては、その間の不便や危険を感じながらにしてもなおかつ都度の申請の面倒くささや免許所有者という矜持と遠慮も手伝ってか、このような形での利用申請は現在ほぼ皆無ではないかと想像いたすところであります。

前段で申し上げましたが、他町村と比較をいたしましても他に類を見ないほどの手厚い福祉事業を展開されておられます当町であります。しかしまた一方で後期高齢者医療も施行されている中であって、高齢者比率の大変高い当町でありますから、今後続く少子高齢化時代、小回りのきく独立国の特性を最大限に生かし、私は出向いてくればやりますというような申請主義の役場から、必要な方はどうぞお呼びくださいというような高齢者に優しい、いわゆる出張出前型的な先端先進に行く役場であってほしいという願いを強く持ち、またそこに大いなる期待も寄せるところでございます。担当課にあっては、大変少ない人数で日々の公務、大変ご苦勞されていることも重々ご理解を申し上げるところであります。しかしまた私はこのようなきめ細やかな当町の福祉の網の目でさえくぐり抜けてしまう、落ちこぼれてしまうこのような方々、近々に要望実態把握をされ、さらにまた柔軟にしてなおかつ進化した形での福祉サービスの提供により、何としても温かい光を当てていくべきが政治の使命であり、行政の責務と考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 宮下議員さんのご質問にお答えをいたします。

福祉タクシーの利用券につきましての質問でございますが、議員さんのご指摘のように、当町では障害者や高齢者の方々の社会参加と、そして健康増進を促進するために年間1万5,000円の福祉タクシー利用券を交付しております。この制度は、他の市町村と比べますと、ご指摘のように助成対象の範囲も非常に広いわけでございますし、1人当たりの助成額も手厚い制度となっております。ちなみに、平成20年におきましては、障害者の方には109人交付しておりますし、利用実績は86万9,000円、また高齢者の方には395人に交付をしておりますし、利用実績は362万4,000円、合計で450万円の利用がございまして、外出が困難な方の外出支援及び社会参加の促進が図られておるものと思っております。

宮下議員さんからもご指摘ありましたように、例えば冬期間のみ運転をしない方に対して助成で

きないかということについてが主眼でございますが、これにつきましてお答えをいたしたいと思いますが、福祉タクシー券の助成につきましては、公平性、平等性、透明性と、その観点から助成対象者を客観的に判断できる基準というものが必要となつてまいります。本町の制度では、障害者につきましては特定級の手帳を保持している方を対象といたしまして、高齢者につきましては75歳以上で自動車、またはバイクを運転かつ保有をしていないという方を支給対象としています。タクシーの利用券は、年間を通じて、これがまた肝要なところでございますが、平準化した利用を予定しておるというものであります。1年つき500円券を30枚支給しておるわけでございますが、1回の利用は5枚、2,500円を限度としておりますし、短期間において集中した利用、または1回における多額の利用は想定をしておらないというところでございます。申請は、年間を通して行っているものでありますが、冬期間のみ運転をしない人を助成対象とすることは、特定の期間における行為を審査基準とするための客観的な審査は非常に難しいということから、現行ではバイク等を運転する人は助成対象から除いておるというところでございます。また、利用券は30枚つづりのチケット方式を採用しておりますが、助成額に差異を設けた複数の種類の利用券を作成することは、いろんな意味で事務的にも、あるいは作成に要する費用というものを考えると経費が非常に多額になるという観点から、現行では1種類としておるものであります。

また、申請主義行政から出張出前主義も視野に入れた行政への転換ということでございますが、現在の福祉サービスにつきましては、原則としてはこれはやっぱり申請主義という方式をとられておりますが、これは本人のサービスの利用の意思を確認する必要があり、また申請人の個人情報を福祉部門においてすべてを把握することは到底不可能であると。申請を受けて行政で審査をし、適合している場合に給付し、助成等の行政サービスをするシステムになっておるというものでございます。当町といたしましても、これまでも災害義援金、あるいは灯油等の助成、また定額給付金の給付におきましても極力対象者の利便を図るため、申請場所、あるいは期間、申請書類等、可能な限り申請人の負担の軽減を図ってまいっておるところでございます。

また、町で把握できる対象者については、民生委員もございますので、そういう皆さんの協力要請や直接職員が出向いて申請を奨励する、これはきめ細やかな対応をしなければならないというように心がけておるところでございます。議員さんのご指摘のとおり、今後とも町民の生活実態の把握に努めまして、単に機械的に一時的に事務的対応をするということではなく、実情に応じながら柔軟かつ丁寧な対応に努めてまいり所存でございますので、またよろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中川正弘） 5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） 当然今町長お話しのとおり、事を起こせば予算もかかるわけでありまして、財政上の問題等々も含めて考えていく必要もあるわけでありまして。これ私手元に、保健福祉課のほうから全戸に配られたもの、これでございます。文書でございますから、こういう状況で配られる必要

あるわけですが、単純に今町長お答えのとおり、例えばバイクにあっても所有しているものについては除外しますというようなことも明記されているわけでありますが、実態として新潟は当然のごとく冬がございますので、バイクで冬期間の運転は果たして可能かということも考えてみたときに、やっぱり検討するに値するのかなというふうなことも考えております。

もう一つ、今ここにも書かれておりますが、申請窓口が海岸の出張所と本庁舎でしょうか、この2カ所ということ。今町長お話しのとおり、地域民生委員の方々との、実態を把握されるに当たってお願いをするというようなことも考えられるでしょうし、いろんな意味でなかなか役場中央まで声が届かない末端の声というものを拾い上げていくこともやはり今町長お話しになられた手厚いきめ細やかな福祉のサービスの実現というものにつながっていくのだらうというふうに考えております。お話のとおり今民生委員のお話ちらっと出ましたが、こういったことをご利用されて、1度そういうご希望なりニーズなりというものを役所としてとらえてみるということはいかがでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 答弁の中にはなかったわけですが、宮下議員さんのおっしゃることもわかるのです。免許を持って、あるいはバイクを持っておっても、冬場の危険性が増しておるときには持っておってもなかなか乗らないという方もあろうかと思うのですが、これも天候の状況によりましては、お天気がよかったり、あるいは除雪が完璧に行われておれば、やはり持っているものは利用したいというのが人間の心理ですので、もし仮にそういう特定の方々にこの利用券を配布したときに、その方がもしバイクなり自動車を利用されますと他の方々に対するいろいろなまた問題点が発生をして、行政にもそういうような苦情が出てまいったこともございます。そういう観点からいたしましても、私は高齢者の方々に、今柏崎市もこの前新聞に出ておりましたが、65歳以上で免許を返納した方々に対しては3,000円のタクシー券を与えると。言うなれば国も、高齢者の事故が多くなっておりますので、できたら私もそういう中の後期高齢者でございますが、私はまださらに挑戦をしたいと思っておりますが、免許を返上したらどうかというような勧めでございます。そういう点から、健常者の方がおおむね免許を持ち、バイクを持っておられるわけですので、その辺はまたそういう方々のご理解をいただきたいと思っております。

次に、民生委員の対応ですが、これから高齢化が進むわけでございますし、また1遍の通知をいたしましてもなかなかその通知を読んで理解ができないという方もあろうかと思うのです。そういうことは、今議員さんがご指摘されておりますように、町としてこういう制度があるのだと、こういう制度に対して周知徹底を図っておるのだと。管内の所管の中でこういう対象者があって、もし無理があったならばぜひまたひとつお勧めをし、また行政にも伝えていただきたいというやっぱり努力といいましょうか、周知徹底を図るべきではないかと。きっとやっているとも思うのですが、課長いますので、やっていると思っておりますが、そういうきめ細やかな対応というものが今後さら

に必要になってくるのではないかと私も考えています。

○議長（中川正弘） 5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） 前向きなお答えであります。ただ、今ほど町長はよくご事情をご存じでお話してございますけれども、私以前の議会でもお話しいたしました。例えば医者に通う、買い物に出る、例えば末端の地域においては店舗等も少なくなったり、医療現場も遠くなったりという実態もあるわけでありまして、高齢となられれば当然体にいかばかりかの何がしかのものも抱えておられながらの生活を送っておられる、これを考えたときに、例えば満額支給でなくてももう少し支給額について検討するとかということもあってもいいのかなど。それは、もちろん天気のいいときに乗ることも当然あるでしょうけれども、かといって実際に困っている日というのも相当、何日かの間というのは不便を感じられるときもあるわけでありまして、ぜひ今後、柏崎市の例をとられましたけれども、柏崎市にあってもやはり市内中心部にいられる方というのは、免許返上して3,000円でも十分公共交通機関のもの使って行き届くわけでありまして、例えば山奥の地域にあつてというのは、免許を返納するという事は死活権を奪われるのに等しいというようなことで、なかなか実態として進まないというのがあるのだらうと思います。我が出雲崎町においてもやっぱりそういった実態というのは地域において多々あろうと思いますので、ぜひ今後今お話しのとおり、きめ細かな温かい福祉をという町長のお言葉どおり進んでいただければと。

もう一つ、私前からちょっと町長に具申申し上げようと思っていたのですが、町長ももみじマークを張られている後期高齢者という今お話でした。しかし、町長は基準ではございませんので。町長は、あくまでも特別な、頑健なお体と頭脳明晰な特別な後期高齢者でございまして、ちょうど南の島でイリオモテヤマネコを探すぐらい珍しいのですから、あなたが基準でないということをぜひおわかりをいただきながら、そういった高齢者の方々に対して目を向ける姿勢というものを政治が持ち、行政がまた行うということを基準に今後またこれを検討し、進めていただきたい。答弁結構でありますので、その辺をぜひ強く要望申し上げます、以上5番から質問終わります。

◇ 田 中 元 議 員

○議長（中川正弘） 続きまして、8番、田中元議員。

○8番（田中 元） それでは、私のほうから住民の生活環境に絡めた道路情勢について質問させていただきます。

町長もご存じだと思うのですが、西越地区、特に大寺の、場所ははっきり言いますと集落センターから大慶寺さんまでの間が特にひどいのだそうでございますが、この間の町道2本、これが梅雨時になりますと必ず道路をオーバーフローして、交通に非常に不便を来しているという状況があるのだそうです。集中豪雨でなくても道路に水が上がると。当然これは、ここにある田んぼだとかその辺の低いところには全部水が上がると。それで、特に住宅があるのですが、この住宅の方は毎年

水が上がりまして、いろいろな話の中から、行政から石灰をもらって、床下にまいて処理をしているというような状況だそうでございます。過去において行政のほうに部落から何回となく写真を提示したり、あるいはお願いして、行政に対応をお願いしておるのですが、結果は約30年その結果が繰り返されているというような状況でございますが、これについて行政で過去にどのような対応をして、どのような経過をされているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 田中議員さんのご質問にお答えするわけでございますが、最近では地球温暖化によりまして気候状況、あるいは今までの要するに慣例、そういうような想定される事態を超えた集中豪雨なりゲリラ豪雨というものが発生をしているということが今現実に起こっておるわけでございます。そういう以前の問題といたしまして、この当町におきましても今田中議員さんがおっしゃった大寺地域だけではないです。例えば例を挙げますと、沢田のエフエイニイガタの周辺、あるいは大門の大栄信用組合、佐藤げた屋さん、あの周辺の大門、あの周辺の住宅、さらに駅前広場から高校通りの一帯、あるいは役場の下の方の川西2区、この住宅地、さらに松本の国道352号沿いの住宅地、あるいは海岸地区におきましても、ご承知のように住吉町から諏訪本町、この国道沿いは裏山から排水などによりまして大変ご迷惑かけているのですが、多くの地域で大寺と同じような状況が生まれておるということで、私たちが非常に心を痛めており、それをいかに解消するか、苦慮しながらも前向きに進めてまいっております。これらにつきましてもそれぞれ皆さんの状況も聞いておりますので、対応すべく努力もいたしております。

これらの、田中議員さんも現地をよく把握をしておられると思うのですが、被害の原因は、なぜこのような湛水状況の地帯が生まれるのかという大きな原因は、国道、県道、特にJR、これを横断する暗渠部分の断面がもう大変不足しているということに大きな原因があるということをご承知だと私は思っています。これらの原因解決のためには、いろいろな対策を進めておるわけですが、要するに抜本解決は県道横断、国道横断、JR横断、これをどうするか、これに尽きます。そういうことにつきまして、私たちがそれぞれ箇所、箇所の中でできるだけの対応を進めておるわけでございます。

そういう中における、大寺の原因等につきましても、確かに要望書もいただいております。今申し上げましたように、これにつきましてもどういう対応をすべきかいろいろ検討しておるのですが、これにつきましても今申し上げますような浸水被害を解決する最も基本的なところは、県道の横断の機関の改修、さらにJRの横断等々についてどのような対応をすべきか、それぞれ国道事務所、あるいは維持出張所とか、そういう方々とどういう対応ができるのか対応しておるところでございますが、国道等につきましてもなかなか難しい問題も山積しております。特に最も抜本的解決されなければならないJR、これはかつての国鉄時代と大違いでございまして、民営になりましてからなかなか、踏切の問題を含め、特にこの横断機関の問題につきましても簡単に解決ができないので

す。例えば今回補正でお願いしてあるあの小木ノ城地内にある碑、あの記念碑、あれが若干傾いておる。傾いているが、あれは我々が簡単に直そうと思えば直せるのですが、しかしそれを直すにもJRは厳しい条件をつけてまいっております。そういうことで、一事が万事なんてものではない、以上の大きな1つの問題点があるということでございます。しかし、問題点があるから、それを放置するというのではなくて、それではどうするのか。一方を直すと一方に大きな被害が出ます。そういういわゆる全体を網羅した中における解決策はどうあるべきかと非常に頭を悩ませております。そういうことで、無為無策でいるのではございませんが、これらの問題につきましても今後とも、JRの横断がだめだと、あるいは国道横断がなかなか難しいということになってまいりますと、それに伴い少しでも現状を改善するにはどうすべきか今検討しておりますので、その辺でご理解いただきたいと思えます。

○議長（中川正弘） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今、今までの対応についてのお答えが余りはっきり聞こえてまいりませんでした。一応解決策のほうまで申されましたので、私のほうであえて申し上げたいと思えますが、この場所というのは乙茂の下のほうの踏切から大寺の今現長岡の境界、和島のところまでのこの間なのですが、今お話ありましたJRと、それから県道寺西線と、それから今度は逆に町道の、大寺の、西側の法線ですが、ここ全体で来ている問題でございます。それで、町道からJRまでは大体約2町ぐらいあるそうです。それから、ここの水路に寄せてくる降雨量の水、これが大体乙茂の赤坂山の道路の排水路から全体的に一番下まで来るようになっていのだそうでございます。そうすると、総面積で約2町以上あると思えます。それで、何で集中豪雨でもないのに水が上がるかということになりますと、近年排水路、それから町道、みんな舗装されまして、水の出方が違うわけです。ですから、今まででしたら緩やかに水が増水していたものが今は一気に出てくると。だから、簡単に申し上げますと、この約2町ですか、2町部といいますか、合わせて約4町ぐらいになるのですが、この面積に1時間に1センチ雨が降りますと約400トンの水が出ます。今町長がおっしゃったJRの排水管が600ミリだそうです。それで、地元の住民の強い要望で寺西線の大寺側ヒューム管が800ミリ、ですから、簡単に言いますと200ミリ下のほうが狭いということです。それで、その水路はといいますと、乙茂に入る入り口のところから集落センターまでが300、400のヒューム管が入っています。それから、その下から島崎川へ抜けるまでの暗渠フリームが600ミリ。600ミリといいますと、直径が600ミリです。暗渠は、直角で600ミリですが、のみ込む量が既に違うわけです。それで、完全にこれ湛水するというのがはっきりわかっているわけなので、時間がたてば要はできないと。ですから、そういう舗装で結局住宅も整理されていて水の出が早いわけですから、やはりある程度、今町長がおっしゃるように、自然から出てきた水もそうですけれども、人為的に見ても余計になってきているということになりますと、これは強いて言えば自然ではなくて、無理して水をとめてしまって水がたまっている状況だと。それで、結果的に町道が水浸しになるというのは、大寺の

神社の角から大慶寺さんまでの間の西側、東側、2本あるのです。その町道が水に埋まって交通が通れなくなると。では、それを直していけば、町道拡幅すればできますが、実際に上げると道路の西側の方は今度宅地が下がってきている。逆に言えば今度そこへ湛水するというような状況になりますから、これはやはり何が何でもやらなければだめだと。それで、地元の方にお聞きいたしますと、何回も言ってもナシのつぶてだと。対応はされているという今ご答弁ではございますが、という話で半分あきらめたと、こういう話出たので、それでは一応もう一回聞いてみましょうということなのですが、要はこうなりますと確かにJRは条件が付きませんが、自分たちの条件に合わなければ、一般の住民が床下浸水を集中豪雨でもないのに浸水するような状況の中であってはならないというのは、私は基本的な考えでないかと思います。そこで、やはりこれは町がもう少し、確かに今海岸の急傾斜地とかいろいろなところありますが、そういうものを含めまして、皆さんからの強い要望があるのは、順序をつけるとかつけないではなくて、やはりもう少し対応をきちんとしていただいて、何とかこのヒューム管を大きくする工事を町が積極的にJRに交渉するようなことはできるのかできないのか、その辺の対応についてお聞きいたします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 先ほど地球温暖化における異常降雨の問題申し上げましたが、今田中議員さんがおっしゃいますように、かつての国道、JR、あるいは町道もそうでございますが、そういう横断管等のいわゆる断面と排水を飲み込む量というものは、私が申し上げるまでもなく、かつてはいわゆる田んぼが調整池、貯水ダム、あるいは水路が紆余曲折しながらも、大きな水が一気に出るというような状況は緩和されてまいったわけです。それが今おっしゃるように道路もそうですし、開発も進んでまいりました。降った雨が一気に押し出してくるわけでございますので、これはかつての状況の中でその排水内容を勘案をしたいわゆる排水対策というものがなされております。これを一気になかなかできないというのが現状ですし、無為無策という表現は私は相入れません。町は何もしないと。本当にそうでしょうか。そうではないと思います。十分対応しながらそれなりの施策を練っておるのですよ。何もしないということは、どなたの発言かわかりませんが、私は受け入れるわけにいかない。その地域だけの問題ではないのです。全体を網羅した中における優先順位をつけながらやっていかなければならないという現状があるわけでございますので、その辺をしっかりと伝えていただきたいと思います。

○議長（中川正弘） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今町長は、認められないとおっしゃるのはおっしゃるで結構でございますが、実はさっき言ったものについては600ミリのU字管ですと毎分3トンの水のみ込めるのだそうです。ただ、実際には3トンの水をのみ込むと、1時間に180トンのみ込むわけですがけれども、けれども実際に出る量はもう既に出ていますから、時間がたてばたつほどあふれるわけです。ですから、今町長おっしゃるように、確かに無為無策ではないとおっしゃいますけれども、住民の方々はどう

30年前からお願いしているけれども、一向にらち明かないと。それで、当初旧116号の、今の寺西線ですが、これは600ミリだったのだそうです。ところが、今回の道路改良の歩道をつけるときに地域の方がどうしてもここは湛水するから、800ミリにしてくれと、大きくしてくれと言われて、ここはそのときに国道を一部通行どめにしてやったのだそうです。それで、そこは抜けるのですが、今度は奥でつかえているというような状況ですので、その辺については確かに今、町長、優先順位もあるでしょうし、それから全部が全部ということではございませんけれども、やはりそういうような状況があるという中で私がお願いしたいのは、J Rに対する対応は町はどういうふうにされるのか、その辺をひとつお聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 今田中議員さんがご指摘されたように、道路改良のときに800ミリのヒューム管、ヒューム管入れたということは、地元の人だけの要望ではないでしょう。それは、町だっちゃんとしてそれを理解した中において町の立場で要請をしたということです。無為無策ではないのですよ。さらに、J Rに対しても我々としても申し入れをしているのです。それには、J Rというのは先ほど申し上げたように莫大な費用と、それもいわゆるすべてをJ Rが仕切ってやるのですから、我々のようにお金を出します、やっってくださいと言っても、これは通用しない。J Rは、その安全性なり、いろいろなものを確認をして、その後いわゆる金額なりそういうものについては全くJ Rが主導権をとっているということをご理解いただきたい。

○議長（中川正弘） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） いや、町長がおっしゃることわかりました。ですが、私はそうすると逆に今度J Rに、ここで言ってもしょうがないですけども、自分たちの言うことが認められなければ、一般住民がそれが原因で毎年毎年床下に石灰をまいたり、掃除をしたりしなければならぬというのは、そういうことについてはJ Rが責任とるのか、我々はやっぱりそれなりの対応をJ Rに上げることが先決なのです。その辺は、どうなのでしょう。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） そういうことについては、これは私たち行政としては、水を治めるものは国を治めるという大原則がございます。私たちもそういうことに対してはもう全力を尽くしているのです。それに対してJ Rがどう対応しているかということ今申し上げた。それに対してJ Rの責任いかに云々ということは、J Rも私たちの申し入れに対してはそれなりに受けているのですが、出雲崎町だけの問題ではないのです。いろいろな中でいろいろな箇所があるのです。例えば踏み切りもそうでしょう。踏切だって拡幅してくれと言ったってなかなか拡幅しない。拡幅するならば1つの踏切の箇所を廃止しなさいという強い条件が出るのです。それだったら住民の利便性をどう考えますかといったって、J Rは安全確保をするためにはそうだとおっしゃれば、それやっぱり不特定多数の最大の利益を守るためには若干の、ひとつ協力してくれということに私は相通ずると思う。ただ、

それは私は正しいと思いませんし、私はそれ納得しているのではないです。そういうのかなのです。だから、あなた方ヒューム管入れないから、浸水したから、それに対して責任とりますかと、因果関係はそれどうなりますかということになればいろいろな意味が出てくるのです。だから、短絡的にそういうものの発想ではだめなのです。やっぱり時間をかけながら、そして町としてもできるところを、今言う800ミリのあの管を入れたって、これ地元がやったのではないですよ。町のほうがそれは要請をした中でやったのだ。地元の要請ではないですよ。地元をそういう勘案した中において私はやったのですから、その辺は理解いただきたいと思いますよ。

○議長（中川正弘） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今町長おっしゃいましたが、確かにそれは町が関与しないでやったことではないと思います。けれども、個人名は出したくないから、私は申し上げませんが、買収の段階で行政が絡まっておりますけれども、今で言う与板の維持課、振興局の担当者と話をしたときに、買収にこれを入れてもらわなければ、地元の強い要望ですよ。地元の強い要望で、この曳管を入れかえてもらわなければ買収に応じられないということで与板が納得したというふうに私は本人から伺っております。それは、当然行政の担当の建設課の方のお力添えいただいていると思いますが、そういう話が既に出てきている段階において私にすれば、今おっしゃっている意味がわからないわけではないのですが、やはり住民の今安全、利便性ということになって踏切がだめだということもそれもわかります。しかし、交通の利便性よりも、住宅そのものが水に浸ってしまって、そのたびに石灰をまいたり、自分でもってやらなければならない。ほんの1人の人だけで、そういうことではなくて、ほかのうちでも床下に入っているという家も聞いていますけれども、そういうようなことを考えると、やっぱり利便性よりも生活環境ではないでしょうか。その辺は、いかがなのですか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 今先ほど私が答弁しましたように、大寺のその方についても私も聞いておりますし、見に行ったこともございますし、十分理解しております。ただし、大寺も大変ですが、駅前、海岸地区だってちょっと雨が降れば住宅浸水する箇所、戸数はもう相当あるのです。だから、全体を見渡した中において、被害を受けられる皆さんのその実情等は十分理解しているのです。私たちも最善を尽くしてそれを全部解決したいという、これはそれなりに努力しているのです。だから、その1軒、2軒の方のこれだけをどうするのだというのではなくて、全体の中で皆さんにしばらく忍んでもらいながら、その中における優先順位をつけながらやっていきたいというのが私たち行政の1つの基本的な考え方です。十分わかります。大寺の皆さんの痛みもわかるのですが、そのこととそこだけではない、駅前地区も海岸地区も相当な被害出るのです。そういう皆さんの苦情もせつなさも十分心得ています。1軒だから、2軒だから、問題ないというのではないです。そういうような全体の中における先ほど言った公平性、いわゆる透明性、あるいは皆さんのご理解をいただけるような状況の中でやっているということだけは理解してください。

○議長（中川正弘） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） では、時間もありませんので、最後にいたしますが、今町長がおっしゃっていることよくわかるのですが、ただ私が1つだけお願いしたいのは、そういう集中豪雨でなくても上がる場所があるということですが、実際に私も議会にお世話になっていますが、駅前通り、あるいは松本の352の通り、それぞれ対応されて少しずつ改良されていると思います。それで、現在駅前については、水の量私はあれませんが、上がったという話は最近余り聞かないのです。それは、特に西越の高校通りは道路は狭いのに排水路を下げて、上は車が通れるように、置かれるようにしてあだけの幅の水路とりました。それで、今流れていってあそこが余りたまったというのは聞かないのですが、352についてはこの間の集中豪雨であそこまで上がったのは見えていますし、わかっていますけれども、そういうことになると順序立ててやるにしても、今度はそうなる、今頑張っておられるのはよくわかりましたが、そういうところを今度逆に網羅されて、順序をつけて抜本的に改革されていかれるべきかと私は思いますので、あえてここで、大寺だけとは申しません。今言うとおりのところは自然災害だけではなく人為的な災害も出てくるわけですので、その辺も十分考慮されて対応していただきたいと、こう思っていますので、以上で質問終わります。

○議長（中川正弘） 答弁は、どうですか。

○8番（田中 元） 結構です。

◇ 中 野 勝 正 議 員

○議長（中川正弘） 次に、9番、中野勝正議員。

○9番（中野勝正） では、私は福祉と教育について一括質問をさせていただきます。

最初は、福祉でございますが、平成17年度の施政方針で述べられた転倒予防教室や介護予防事業に積極的に取り組んでいく、また18年度はパワーリハビリの導入など、介護予防のさらなる充実を目指してまいりますと町長は話されました。現在どのように取り組んでおられるか、今後の新たな政策展開についてお聞きします。

少子化対策について。平成17年度、育児必需品の購入助成や入学祝金支給事業などやられて、現在実施されておられるわけでございますが、今後も健やかに生まれ育つ環境の整備をどのように考えておられるか、町長の考えをお聞きします。

それから、2番目に教育。平成21年度の教育計画が町教育委員会から示されました。第4次出雲崎町総合計画で、感性豊かな教育の町づくりを実現したい。教育委員会として、子供たちや住民の自ら学習する意欲を喚起しながら、出雲崎町の生涯学習として学校教育、社会教育、芸術、文化、スポーツ、レクリエーション活動を積極的に展開してまいりたいと。そこで、町教育委員会は行政として何をすべきか、何をやるかについて教育長の考えをお聞きします。よろしくお願ひいたします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 中野議員さんのご質問にお答えしてまいります。

第1点目の介護予防事業についての今後の取り組みということでございますが、ご指摘のように今年度から第4期の介護保険事業計画がスタートいたしました。この計画におきましては、高齢者が健やかに自立した生活が送れるように健康づくりを推進するとともに、要介護の状態への防止を図るため、地域の実態及び利用者のニーズに合わせた包括的、総合的な予防事業を推進するということになっております。具体的な事業といたしましては、トレーニング機器を使用して運動機能の向上を図る、あるいはまた通所介護予防事業、高齢者の筋力向上トレーニング事業、閉じこもり、認知症、うつ病等の予防を目的とする訪問型介護事業などがあります。また、介護保険以外の居宅福祉サービスといたしましては、高齢者の閉じこもりを予防するための生きがい活動支援通所事業、あるいはまたリハビリ教室など12の事業を実施しております。特に教室形式での運動継続の要望が多いことから、介護予防フォローアップ教室ということにつきまして、本年度から教室回数を拡充して実施することといたしております。また、訪問型介護事業につきましても、新たに栄養改善、口腔機能の向上指導など、内容の充実を図ってまいりたいというふうに考えています。今後とも高齢者が介護や支援が必要となる前の状態からそれを予防するとともに、要介護状態となっても可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう、介護予防事業の充実を図っていききたいというふうに思っているところでございます。

次に、少子化対策についてでございますが、少子化子育て対策につきましては、本町もこれまでも子供さんの医療費の助成とか保育料の軽減や特別保育等に対する補助とか、児童クラブの運営等、町独自の施策を積極的に推進してまいりましたが、本年度から恒久的な施策といたしまして、子ども育成支援金の支給制度を新設をいたしまして、去る5月には62人の子供さんに対しまして総額207万円を支給したところでございます。町では、本年度も次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画の策定を行っていますが、先般は子供をお持ちの世帯の方々に子育てに関するニーズ調査を実施いたしました。今後この皆様方のお考え、調査結果を踏まえまして、計画策定検討委員会を設置いたしまして、これまでの事業の評価を行うとともに、今後5年間の行動計画を策定することといたしております。子育て環境の整備は、行政だけでなく、家庭、地域、保育園、学校といった社会全体でともに考えながらともに行動していくことが重要だと思っております。次世代の担い手育成は、未来への投資であり、今後とも常申し上げておりますように、最優先で取り組んでまいりたいというふうに認識しておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） それでは、中野議員さんからの教育に関する質問にお答えいたしたいと思えます。

議員さんからは、町教育委員会は何をすべきか、何をしてやれるかの考え方についてのご質問で

あります。まず、学校教育や社会教育の遂行は、幼児から高齢者までの各層、各世代、各区において意図的、組織的に行われるべきものと考えております。現在町教育委員会では、少子高齢社会による社会構造の変化やIT機器を中心とした高度情報化等、社会の変化にも目を向けながら、感性豊かな教育の町づくり及び豊かな人間性、たくましく想像力を持った子供の育成を目標に取り組んでおるところでございます。各種の教育の遂行、支援に当たりましては、教育委員会は国の法律、教育基本法の本質にのっとり、地域の教育に力を注いでいかなければなりません。とりわけ文化的教養を高めるなど、住民の生き生きとした生きがいのある生活の構築、そして地域の教育力の向上に加え、町の有為な人材の育成にも意を配し、教育委員会の機能を十分に発揮して寄与することであるとと考えております。そのために、具体的には4つほど申し上げますが、1つは日常の学校生活では得られない体験活動の推進、支援、そして2つ目には、行事の年代を初めとする各種、各層への学習活動の提供、支援、そして3つ目には、趣味やサークル活動等の助長のための支援、そして4つ目には、安全、安心でかつ有効的な体制づくり及び施設設備の環境づくり等々を行っているところであります。しかしながら、これらの事業推進に当たりましては、町教育委員会のみで趣旨が達成できるものではございません。議会や住民の理解、協力を得、さらに行政各課との連携を図りつつ、一層自覚と責任のもとで住民の負託にこたえていかなければならないと考えております。

○議長（中川正弘） 9番、中野議員。

○9番（中野勝正） ありがとうございます。

では、最初に福祉関係で町長にお聞きしますが、今町長のほうで町の高齢者在宅福祉サービス関係で12ぐらいやられているという答弁ですが、これも町から資料、平成21年度いただいたのが18やっております。それから、それに付随した中で社会福祉協議会のほうでも5つこれやっているって、きめ細かくやっているわけでございますが、一応1番から18の事業名だけちょっと読ませていただくわけでございますが、1つは緊急通報装置の貸し与え、介護用具の支給、高齢者、障害者向け住宅改修費の補助、輸送車両の利用費の助成、寝具の丸洗い利用券の支給、紙おむつ等の支給、後見制度利用の支援、タクシー利用券の支給、福祉電話の貸し与え、訪問介護、短期入所、これは短期入所は生活支援型短期入所、それからもう一つは介護保険支援型の短期入所、それから家族介護教室の参加、運動機能向上指導、訪問指導、身体の機能訓練、生きがい通所、筋肉向上トレーニング等々を今21年度では、町がやっている出雲崎町の高齢者在宅福祉サービスという中で、この中で18あるわけでございますが、特に保健福祉課の皆様からお難儀していただいているわけでございますが、そのほかに協力としましては、社会福祉協議会、それからやすらぎの里、長岡三古老人福祉会と、それから社会福祉協議会、地域包括支援センター等で行われて、このような事業をやっているわけでございますが、その中で各現場から1から18まで上がってきた中で、何かもう少しこうしたほうがいいのか、そういう助言みたいなのが現場から課長に上がってきまして、課長から町長のほうに何かそういうお話があったかどうかお聞きさせていただきたいと思っております。

それから、もう一つは、少子化対策についてでございますが、今年62人の方に207万円支給されたということで、これは小さいお子様たち、小学校、中学校の方たち、大変喜んでいます。これ私の耳にも入っておりますので。これは、いろんな中で町以外の方からも評判がいいわけです。これは、いいのは当然まねしていただきながら、さらなるまた生まれ育つ環境の整備を町からしっかり考えていただきながらやっていただきたい、そのように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（中川正弘） 教育関係いいですか。

○9番（中野勝正） 先に。

○議長（中川正弘） 一括だから、やらないと。

○9番（中野勝正） それから、教育関係でございますが、今教育長のほうで平成21年度の教育計画を述べていただきました。そこで、平成21年度の当初予算、教育費は3億2,366万6,000円が教育費で予算として上がっているわけでございますが、この予算についていろいろ吟味した中でされたと思いますが、この予算でよかったのかどうか、もうちょっと予算を多くしていただいて何かをやりたかったのか、その辺ののをお聞きしたいのが1点ありますし、もう一つは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されました。それで、教育委員会の自覚と責任が強く求められるというふうなのが今これはまた教育計画の中で述べられている内容でございますが、その辺ののをどのように教育長考えていられるかお聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 今中野議員さんのご質問のように、課長も現場の皆さんの生の声を受けとめながら私にもいろいろと問題点を提起をさせていただいております。特にその事業の中にいろいろと多種多彩なものがあるのですが、私が申し上げたように、寝たきりとか、いろいろそういう状況にならない前のまず自分の健康保持、筋肉力のアップとか、いろいろなことが今言われております。特に今一番大事なことは、私は常に申し上げているのですが、高齢化時代を迎えた中でいかに健康で安らかに終生の自分の余生を送るかということは喫緊の課題というふうに受けとめております。そのような中における、例えばふれあいの里に入れたあの筋力アップトレーニングのあの機器、あれを利用する皆さんから、もっと利用したいが、なかなか順番が来ない、できないというような要望も出てまいっております。そのようなことで、今回も若干そういうトレーニング機器の更新なり、また1つの増設を考えていますし、また皆さんにも、この議会の皆さん、全員協議会でもお諮りをしたいと思うのですが、例の14兆円になろうとする緊急経済対策の中で町も1億6,700万円程度の金が入ってくるのですが、その中でやっぱりお互いが健康保持するということで体育館を、トレーニングルーム、その辺を改造しまして、一般の皆さんからひとついつでも体育館行って、そういう器具を使って健康保持をしてもらいたいというようなことの仕事もぜひひとつやらせてもらいたいというようなことで提案してまいりたいと思いますので、そういう寝たきりになった方々に対するきめ細やかな対応とならない前の対応というものについて、しっかりと見きわめしながら進めてまい

りたいというように思っているわけでございますし、少子化対策につきましても、実はきょうちょっと私新聞見てみましたら、小渕優子少子化対策相が、中野さんもきっと見られたと思うのですが、これはこの前新聞に出ておったのですが、特殊出生率も過去3年間連続上昇して、かつては1.26が、1.35から1.37ですか、までアップしたと。しかし、これは全くの一過性のものではないかとということで、要するにこれから最も力を入れなければならないことは、きょうの新聞に出ておったのですが、恋愛から結婚まで幅広い徹底したひとつ対策を立てなければならないというような記事が出ておりました。まことにそうだと思うのです。いわゆる晩婚が進んでいるわけでございますが、かつて35年前にはいわゆる晩婚化率7.7が今は35%まで上がっているというようなことで、要するに早くいいパートナーをお互い見つけて結婚してもらいたいということで、もう最大のひとつまた提案をしたいというようなことを考えておりますが、その点は中野さんもそういう面に大きく関与されておるわけでございますので、まさに出番だと思っておりますので、その辺ひとつまたご理解いただいて、ご協力いただきたいと思いますと思っております。

○議長（中川正弘） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） それでは、議員さんからは大きく2つのご質問であったわけでありまして。1つは、教育予算の事業の拡大をしながらやりたいことというふうなことでありますが、非常に議会のご理解を得て教育予算のほうを認めていただいておりますけれども、いろいろ考えてみると、人的な立場、あるいはまた施設、そういうふうな面からこういうふうな事業に大きくはなろうかと思っております。人的のほうは、また学校関係であると子供たちの姿というのは実際に変わってきております。やはり人が教育をするというふうな、教育は人なりというふうなものがございまして、そういう人の正義等がもっともっとやれば、あるいはまた事務のほうでもいろいろな面で今の現状、あるいはまた予算が許すならばというふうなことになりますが、そういうところはさらに力を入れられればというふうな考えはございます。そして、施設設備はまた後で出させていただきますが、パソコン関係とか、いわゆる先般の昨日の予算のほうでご審議等いただいておりますが、パソコン関係、あるいはまた地デジに対する対応、整理というふうなものも待たれるところであります。校舎関係も確かに老朽化というふうな面も部分的には見られるところであって、それを一度にすべて老朽を修復するというふうなわけにもいかない問題であります。そういうのは、徐々にこれからまたお願いしたいと、そのように考えております。

それから、大きく2つ目のほうであります。いわゆる法律、地教行法の改正に伴う教育委員会の評価と点検の問題でございます。これは、ことしの3月の議会に評価と点検を知識者を入れた中で、これは法律化されておりますので、入れなければならぬわけですが、入れていろいろ質問事項、あるいはまための事項を検討させてもらいました。議会で報告いたしましたとおりであります。その中で、それなりの成果は見られるものの、まだまだ教育委員会としてやらねばならないことが、課題があるというふうなことが明白になってきておりますが、そこで昨年度と同様の形ではまた委

員も少ないかなと思ひまして、ことしは事務効率、あるいは実際等も含めた中で、教育委員に対する今までの評価、点検の範囲を教育委員会全体のところに幅広く求めて点検、評価をしてみたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（中川正弘） 9番、中野議員。

○9番（中野勝正） ありがとうございます。

最初の福祉関係でございますが、今先ほど町長のときにお話ししたように21年度は18個あるわけでございますが、これを私としてはきめ細かく当局としてはやっているとありますが、さらにまたやっていただきたいというふうに思っておりますし、また今町長から提案がありました中公、中央公民館のところに筋肉向上トレーニング等を2階に設置したいと。これは、隣の刈羽村さんでも福祉関係、またそういうふうな温泉プール等でいろんな面でやっておりますので、当町は温泉プールはないですけれども、こういう筋肉トレーニング等があったとなると刈羽村に若者が行かないで地元でできるということで、大変喜ばれるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ実施されるようお願いいたします。

それから、教育の関係でございますが、今教育長が述べられたように、これから大変なまた厳しい局面を迎えられているわけでございますので、さらにまた教育関係においては一層のお力添えをいただきながら、町の子供たち、また小中、幼稚園等も含めた中で頑張ってもらえるようお願いして、私の質問終わらせます。ありがとうございました。

○議長（中川正弘） これで9番、中野勝正議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

(午前10時33分)

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を続けます。

(午前10時44分)

◇ 田 中 政 孝 議 員

○議長（中川正弘） 3番、田中政孝議員。

○3番（田中政孝） きょうの一般質問の最後でございますが、よろしく願ひいたします。

私は、てまり団地のL型擁壁につきましてお伺いさせていただきたいと思ひます。てまり団地は、平成18年6月より分譲が始まり、ことし5月のマリンビューウエディングⅡのカップルでいられる島さんにプレゼントされて、3年間という短期間で完売されたということは大変喜ばしいことでもあります。その間町長初め、職員一同一丸となって努力されたことの結果であると思ひます。

ところで、区画番号2の1と区画番号2の2の境界にあるL型擁壁が膨らんでいることは、町長ご存じのとおりでございます。2の2の方が擁壁の上にブロックを4段積みされたことが原因かどうかはわかりませんが、L型擁壁の上部まで平らな盛り土には耐えるようにつくられておりますが、その上に積まれた盛り土に対しては想定していないことであり、当然土圧が増すことは十分考えられます。果たして今後被害が大きくなるかどうかはわかりませんが、「当事者同士で解決してください」では、町長があっせんし、信用して買われた人にしては納得がいかないはずであります。売り出し用のパンフレットには、写真入りの泉田県知事のコメントまで入っていたわけですから、だれでも信用します。両方の区画とも既に家が建てられており、修復には大変であると思います。町長は、どのように納得いく説明されるのかお伺いしたい。

なお、この場所といいますか、区画番号2の1、また区画番号2の2は議員さん方々、また傍聴者の方々もちょっと御存じないかもわかりませんが、これは川西のてまり団地のその脇に曾田歯医者というの、今ちょっともうやめられましたけれども、曾田歯医者さんのところからてまり団地のほうに向かって上がっていきまして最初の住宅があるところでございます。そういうようなところでありまして、町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 田中議員さんのご質問にお答えしますが、出雲崎町てまり団地の事業開始に当たりましては、議会の皆さんと活発な議論を重ねながらスタートをさせていただき、ご理解とご指導いただいたということに対しまして、心から感謝を申し上げます。議員さんのお話のとおり、てまり団地は3年間で完売をさせていただくことができました。さらに、既に36世帯の皆さんから新たに入居をいただきまして、今町で一番活気があるところかなというように考え、大変喜んでおるところであります。

ご承知のとおり団地は、入り口から奥に向かってひな壇型の形に造成されておりますが、ご質問のL型擁壁を設置された土地は従前は道路より少し下がった水田がございました。そこに盛り土をして、区画番号2の1の宅地ができて、さらに擁壁を設置し、盛り土をして区画番号2の2の宅地がつけられました。かつてのてまり団地、青葉台団地と申したのですが、青葉台団地の造成工事を実施した世紀東急さんでございますが、これは平成8年から平成9年に設置したものでございます。したがって、ちょっと水田でもございますし、現地におきましては大分高く盛り土をしておりますので、土が自然にしまって落ちつくところまでは多少の沈下が発生しておるといふ事実がございます。その後約10年間経過した平成18年2月に、町が青葉台団地を購入した際に現地を確認をさせていただいております。そのときの写真も残っておりますが、この時点でL型擁壁には現在と同様の沈下と思われる移動がこれは確認されております。当時もう既に確認をされておるといふことでございます。さらに、平成18年の6月の最初の分譲でL型擁壁の上の区画2の2を購入いただきました。この方は、まずブロックを積んでから、平成19年の3月に住宅建築に着手され、6月

末には完成し、その後中越沖地震が発生いたしました。L型擁壁やブロック積みには何ら変化は見られておらないという現実がございます。また、下の区画2の1を購入された方は、中越沖地震後の平成19年9月に購入いただいておりますが、上の2の2区画は今現在と同じ状況に土どめも住宅も完成しております。

これは、あくまで一般論ですから、申し上げますと、購入された方は現地を確認して、納得いただいて購入されておりますし、現地も購入当時と地形の変化は全くないという状況です。契約書の条項には、当然売買するときには契約書というものがございまして、その条件の中には町は土地を現状のまま売り渡し、購入者も土地の所在及び地積を確認して、後日異議を申し出ないものとする、あるいは瑕疵に、いわゆるいろんな条件等々に問題があったとかないか、そういうような売買物件に不慮や不測、または隠れた瑕疵があることを発見しても、代金の減免、損害賠償の請求、契約の解除をすることはできないというふうに明記をされておることは、これは事実でございますが、土地の購入後にその購入者が例えば土地の形質を変えたとしても、売り主の町にその責任があるとかないというのは、これは全く町には責任がないというふうに思っています。とは申しましても、この宅地分譲は田中議員さんがおっしゃるように一般論だけではなく、町が行ったこととございますので、その信頼にこたえていかなければならないという義務、責任はあると私は考えています。

それで、ことし3月末に担当課に擁壁が心配との相談がありましたから、いろいろと現地や建築の経緯などを調べてまいりましたが、先ほども申しましたとおり、心配されているL型擁壁は2度の大地震を経ながら現状で安定をしておると。その上に積んだブロックも中越沖地震で揺れておりますが、傾きやひび割れ等、あるいは目地の開きというものは一切発生をしておらないと。これも安定をしております。安定しているものに対して不安を抱えておられますので、担当課長も状況をよく説明し、安心をしていただくように対応させてまいりました。また、私自身も課長と本人にお会いしながら、現地も十分確認をさせていただきました。現地は、安定をしていると、全く町が買い受けた、あるいは分譲した当時と変わっておらないということとございますので、心配することはないと思います。ただし、万が一擁壁に異常が発生することがあれば町も、契約条項がそうだから、我々は責任ないということは申し上げませんと、これにつきましては町も皆様方と一緒にあって対策を講じながら安心をしていただくように全力を尽くしますということをしつかりとご本人にも伝えてまいりました。本人からもそういうような対応を聞いて本当に安心をいたしましたという返事はいただいております。町が分譲した宅地でございますので、民間とは違いますので、やはり分譲した後においていわゆる分譲条件はこうですよ、だから町は責任ありませんということは、これは言えることではないと私思うのです。やっぱり行政はそれだけの融通性がありますし、またそれだけに宅地を買っていただいた方からも信頼をして買っていただいたという経緯があると思いますので、今申し上げましたように、今後におきましてもいろんな状況の変化なりあった場合には町も

それなりにまた両者と話し合いをしながら、十分な対応をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ただこの今の箇所だけではなくて、全般通しましていろいろな問題点が発生をしたとしますならば、町も誠心誠意その対応に当たってまいりたいということを申し上げておきます。

○議長（中川正弘） 3番、田中議員。

○3番（田中政孝） 大変ありがとうございました。というのは、そういうお答えが出るとは思っておりませんでしたので、最後まで責任を持つということですが、そうしますとあれはやっぱり分譲したときに既に膨らんでいたというふうに認識していいわけですね。それは、当時本人も了解で買われたのでしょうか。その辺は、ちょっとわからない、本人もちょっとわからなかったのですかね、どのくらいだか。横から見るとかなりですけれども、正面から見ているとほとんどわからないような状態です。その件につきまして、町長はいつ行かれたのかわかりませんが、2の1の方と2の2の方にお会いしたのか、というのはその隣に2の3というのがありまして、今うちを建てているわけですが、そこのほうの方が、方というか、その上の方、2の4、まだうちは建っていないのですけれども、そっこのほうがむしろ段が非常に、ブロック積みが多いのです。5段から6段積んであるのです。私もはかってきましたら、擁壁の一番下から上まで3メートル15から20あるのです。だから、かなり高いのです。もう圧倒されるような高さというふうに表現してもいいかなと思っておりますけれども、そうしますとこの方々にといますか、2の1、2の2、2の3、2の4の方に説明されたと、そういうふうに理解してもいいのでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 当時私、課長も一緒に行って、十分現地を見ながら精査をして、目地の開きぐあい、そして上にこれからうちを建てられる方は千葉在住の方なのです。そうやって擁壁を積んであるのですが、その方の下の方と隣の、名前を申し上げてもいいのですが、諸橋さんという、両方の方から出ていただいて、現地を確認して、例えば諸橋さんの場合の上の目地の開き、これは全く世紀東急がいわゆる分譲した段階で沈下のために若干の膨らみは出たのですが、その開きぐあいはほとんど変わっておらないと。そして、その上に積んであるブロックありますよね。諸橋さんの上につくられた花壇のブロックも目地は一切関係ないと。しかも、諸橋さんがもう既に下に住宅を建てられるときに側溝を入れられたのです。側溝を入れられたときに、今議員さんがおっしゃるように、現実には若干の膨らみがあるわけですから、側溝自体ももう既にそういう現状の中で側溝のベースと側溝入っていますから、完全にその段階で若干の膨らみがあったというのは建て主もご承知いただいておりますし、今その形状全然変わっておらない。そして、隣の上の今これから建てられる千葉在住の方ですが、この方も非常に良心的な方だと私は思います。課長やうちの担当も、課長もその方と十分打ち合わせをして、ブロックについても異常が起きないように控えをとるとか、今後住宅を建てるにしてもその点を十分考慮して、そのことに土圧を加えている住宅のいろいろな絡みがないように十分配慮したいという言葉もいただいております。たまたまお買い上げいただいた方

々が非常に良心的でございますので、町もそのように対応してまいるといことで、ご両者からも十分ご理解いただいたというふうに考えていますし、理解いただいても今後どういう、天変地異でもあればこれはまた別ですが、平常時におけるいろんな災害等が起きたときには町も誠心誠意対応していかなければならぬというふうに考えておりますし、またお答えしておきましたので、また皆さんの前でもそのことをしっかりと申し上げながら、また皆さんからもご協力いただきたいというふうには思っています。

○議長（中川正弘） 3番、田中さん。

○3番（田中政孝） それで、あそこへかなりの量の土を盛られたわけですが、ではなぜそんなに、あれだけ多い土量を盛り土しなればならなかったのかというふうに見ますと、あそこはちょうど道路が正面のほうに向かって右肩のほうにずっと下がっているのです。かなり急な坂なのです。そうしますと、入り口は高いほうから入るのがやっぱり普通だと思うので、あそこへ建っているのはみんなそうなのですから、高いほうから入ることになりますとそれなりに土量を積まなければならないのです。どうしてもやっぱりブロックを、あそこの場合は、5段、6段と積んであるわけですが、もう積まざるを得なかったわけなのです。そういうことによって自分の土地が広く使えるような状態になるということですから、だから、既にあれを購入したときといいますか、青葉台団地から町が買ったときにやっぱりあの辺までよく見ておく必要があったのではないかと私は思っておるのですけれども、土圧のせいでそういうふうに膨らんだのではないのだというふうにご答弁ありますけれども、それはそれでいいのですけれども、あれだけ積まざるを得なかったということはそういうもう事実が、道路よりも低かったわけです、買った土地が。だから、どうしてもあれだけのものを、土量入れなければ広く使えなかったという事実があるのではないかと思っておりますので、やっぱり町が買ったときにもう少し精査した中でよく見きわめて販売すればよかった面もあるのではないかと私はちょっと今思っております。

それで、町長のほうから大変力強いご答弁をいただきまして、この4軒、今の3軒建っているわけですが、また今後千葉の方が建てられるということで、もちろん団地全体の方々が非常に行政から買ってよかったというように、人間は体に悪いのは心配事です、不安と心配事。これがありますともうふだんの生活が大変乱れてきますし、長生きもできなくなると私は思っています。それで、やっぱりそういう力強いご答弁いただくことにおきまして、この当事者方々は大変安心して眠られるのではないかとこの団地につきまして、ここだけではなくて、ご配慮いただきたいというふうに思っていますが、大変どうもありがとうございました。

○議長（中川正弘） 答弁よろしいですね。

○3番（田中政孝） 何かありましたら。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 申し上げますように、私たちが今田中議員さんのご質問いただいたから、申し上げているのではないのですが、もう既に照明関係、明るさとか突角とか、普通であればあの突角なんか相当金かかっているのですが、どうかなと思うのですが、皆さんからぜひどうだというようなことだから、突角洗浄もしましたし、相当やっぱり環境整備に力を入れているということで考えていますし、土地の造成につきましては、ご指摘もありましたようにいろいろな意味の、いわゆる力量的な問題ございますので、形状変更等々について制約をするということはなかなかまた難しいことですので、分譲した団地も大分ブロック積みもたくさんございますし、お二方、下を買われた方は逆に土をとられたのです。若干土を下げられたのです。だから、いわゆる擁壁の高さが高くなっているというような現状もございますが、これはやっぱりそれぞれ買った人のまた条件、あるいはまた住宅に対するいろんなニーズがございますので、そういう点につきましてはそれを制約するというわけにはまいりませんので、1つのできた形状の中でご理解いただいているということですが、要は究極は私たちがあれだけせっかく皆さんからお求めいただいて、今物すごくうちも建って、完売もしたわけですので、責任を持ちながら、やっぱりあの団地を買ってあそこに住んでよかったというような環境づくりなり、今後の生活の利便というものについても十分対応していかなければならぬというふうには思っていますので、それぞれまたご理解いただきたいと思います。

○議長（中川正弘） これで3番、田中議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（中川正弘） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時04分）

第 3 号

(6 月 26 日)

平成21年第5回（6月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成21年6月26日（金曜日）午前9時30分開議

- 第 1 請願第 3号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願書について
- 第 2 議案第48号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第49号 土地の処分の一部変更について
- 第 4 議案第50号 平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について
- 第 5 議案第51号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 6 議案第52号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 7 発議第 5号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書について
- 第 8 議員派遣の件
- 第 9 委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	宮下孝幸	6番	山崎信義
7番	三輪正	8番	田中元
9番	中野勝正	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	佐藤信男
書記	小野塚千春

◎開議の宣告

○議長（中川正弘） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（中川正弘） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力お願いいたします。

◎請願第3号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願書について

○議長（中川正弘） 日程第1、請願第3号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願書についてを議題とします。

ただいま議題としました請願1件は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、小林泰三議員。

○総務文教常任委員長（小林泰三） 去る6月19日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願1件を審査するため、6月24日午後1時30分より役場議員控室において、委員全員出席し、説明員として副町長、教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、教育課長の出席を得て委員会を開会いたしました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました別紙報告書のとおりであります。審査の経過について報告いたします。

請願第3号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願書について、請願書の内容はもっともなことであり、請願は認めるべきと考えるなどの意見もあり、慎重審査の結果、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員長報告とします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。

請願第3号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第48号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第49号 土地の処分の一部変更について

○議長（中川正弘） 日程第2、議案第48号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、日程第3、議案第49号 土地の処分の一部変更について、以上議案2件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案2件は、社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、田中元議員。

○社会産業常任委員長（田中 元） それでは、社会産業常任委員長報告を申し上げます。

去る6月19日の本会議において、本委員会に付託されました議案2件について審査を終了しましたので、その結果と経緯を報告いたします。

審査は、6月24日午前9時30分から議員控室に説明員の出席を求め、委員全員が出席して開催いたしました。

議案第48号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、基金、繰越金の運用について意見があり、関連の中で現在の出雲崎町の税徴収率は県下市町村中でトップクラスであるというような答弁があり、採決の結果、賛成異議なく可決すべきものと決定いたしました。

議案第49号 土地の処分の一部変更については、一部変更による分譲価格の変動に伴い、完売後の収支についての質疑についての答弁があり、今後の宅地造成があるとすれば価格に大きな差の出ないよう留意していただきたいとの意見がありました。採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会産業常任委員長報告といたします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第48号を採決します。

議案第48号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号を採決します。

議案第49号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- ◎議案第50号 平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について
議案第51号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について
議案第52号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第
1号）について

○議長（中川正弘） 日程第4、議案第50号 平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）につ
いて、日程第5、議案第51号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につい
て、日程第6、議案第52号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて、以上議案3件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案3件は、予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経
過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、小林泰三議員。

○予算審査特別委員長（小林泰三） 去る6月19日の本会議において、予算審査特別委員会に付託さ
れました議案3件を審査するため、6月22日午前9時30分より本会議場において、委員全員出席し、
説明員として町長以下執行部全員の出席を得て委員会を開会いたしました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました別紙報告書のとおりであります。審査の
経過について報告いたします。

議案第50号 平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）については、7款1項2目商工業

振興費、プレミアム地域振興券発行については、売れ残ったらどうするか、公平性はあるのか、9款1項4目防災対策費の電話料について、携帯電話本体の料金が入っているのか、10款5項2目体育施設費のゲートボール場の補修工事の完了時期はいつかなどの質疑がありましたが、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第51号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第52号 平成21年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、以上2議案については慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で予算審査特別委員長報告とします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第50号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号及び議案第52号の議案2件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第51号及び議案第52号の議案2件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第51号及び議案第52号の議案2件は委員長報告のとおり可決されました。

◎発議第5号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書について

○議長（中川正弘） 日程第7、発議第5号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国負

担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、小林泰三議員。

○総務文教常任委員長（小林泰三） ただいま議題となりました発議第5号について提案理由を説明いたします。

現在学級編制の基準に関する法律では、小中学校の学級編制基準は三十数年前と同様、1学級40人となっていることは皆様方ご案内のとおりであります。

近年の教育状況は、特別支援教育や食教育を含めた健康教育の充実、読書活動の推進、さらに地域に根差した教育の実現など、課題は多岐にわたり、これらの教育課題を解決するためには、学級規模を30人以下に縮小し、きめ細やかな教育が可能な教職員配置等が必要でありあります。

一方、義務教育費国庫負担制度については、2005年度の中教審の答申で国庫負担率2分の1を維持されるべきとの答申が出たにもかかわらず3分の1に引き下げられましたことは、これもご案内のとおりであります。

地方財政の厳しさと格差が拡大する中であって、全国津々浦々ひとしく教育を受ける権利を保障し、義務教育の基盤をつくっていくことは国の責務であると思えます。

こうした教育事情等を考慮され、一人一人の子供たちに豊かで行き届いた教育を実現するため、関係法律の改正及び必要な財源措置を講ぜられるよう、政府関係要路に要望するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

以上、よろしくご審議のほど、ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（中川正弘） 日程第8、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（中川正弘） 日程第9、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（中川正弘） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第5回出雲崎町議会定例会を閉会します。

（午前 9時43分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 中 川 正 弘

署名議員 田 中 政 孝

署名議員 諸 橋 和 史